

小規模貯水槽水道管理啓発計画

令和8年度～令和12年度（2026年度～2030年度）



令和8年（2026年）1月
豊中市上下水道局
経営部お客さまセンター
給排水サービス課

目次

1. はじめに

2. 貯水槽水道の概要

2.1 用語の定義	2
1 専用水道	2
2 簡易専用水道	2
3 小規模貯水槽水道	2
2.2 水道法における専用水道、貯水槽水道の位置づけ	3

3. 上下水道局の役割

3.1 指導・助言・勧告の定義	3
1 指導	3
2 助言	4
3 勧告	4
3.2 小規模貯水槽水道の管理啓発	4
1 管理基準	4
2 検査	4
3.3 保健所との連携	5
1 報告	5
2 情報提供	5

4. 管理啓発計画

4.1 基本事項	6
1 実施サイクル	6
2 数値管理	6
3 広報活動	7
4 現地調査地区	7

5. 現地調査実施計画の策定

5.1 現地確認内容	8
1 判定基準	8
2 現地調査	8
5.2 見直し・改善	9

【資料編】

■ 専用水道・簡易専用水道・小規模貯水槽水道の区分	12
■ 貯水槽水道における設置者等の責務	12
■ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	13

1 はじめに

貯水槽水道は、平成14年（2002年）4月1日施行の改正水道法において、簡易専用水道を含めた水槽の規模によらない建物内水道の総称として、「貯水槽水道」が新たに定義されたもので、水道事業者は、供給規程において、貯水槽水道に関する責任事項（水道事業者や当該貯水槽水道の設置者・管理者（以下「設置者等」という。）の責任事項）を、適正かつ明確に定めることが義務付けられた。

また、貯水槽の有効容量の合計が10m³を超える簡易専用水道の管理については、水道法施行規則（以下「法施行規則」という。）に定める基準に従い、設置者等は、適正な管理を行うとともに、定期的に、地方公共団体の機関（保健所）、又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（水道法第34条の2）の検査を受けなければならないことを規定した。

現在、局では、貯水槽水道の設置者等が行う維持管理への関与として、簡易専用水道（水道法の対象）については、市保健所と連携を図りながら、設置状況・管理状況などに関する情報共有を行っている。また、小規模貯水槽水道（水道法の対象外）については、水槽内の水質劣化状況の確認・管理状況など、現地調査を実施し、必要に応じて設置者等に指導・助言を行っている。この小規模貯水槽水道の現地調査は、昭和63年（1988年）から（財）豊中市水道サービス公社の公益事業として実施してきたが、当水道サービス公社の解散に伴い、平成23年度（2011年度）から局職員による現地調査に改め、また令和7年度（2025年度）から民間委託により実施している。（表-1参照）

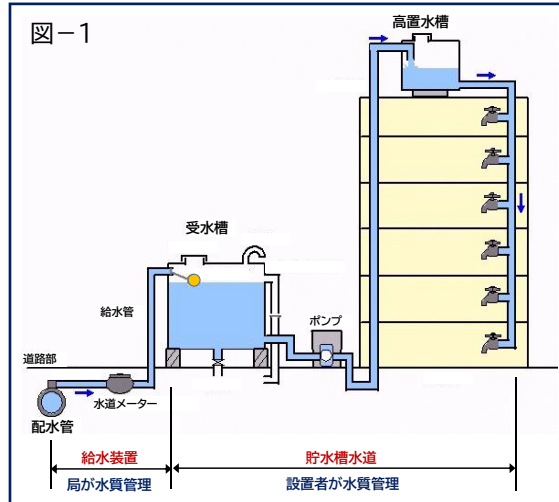
現在、「貯水槽水道管理計画」に基づいた現地調査を実施しているが、当計画が令和7年度（2025年度）末で終了することから、これまで取り組んできた内容を整理・評価し、更なる効果的かつ効率的な業務遂行を図ることができるよう、計画の見直しを行い「小規模貯水槽水道管理啓発計画」（以下「本啓発計画」という。）を策定することとした。

表-1

期 間	計 画	周 期	体 制
昭和63年度～平成14年度	—	設定なし	水道サービス公社 (公益事業)
平成15年度～平成22年度	第1期小規模貯水槽水道現地調査実施計画	2～3年一巡	水道サービス公社 (局委託事業)
平成23年度～平成27年度	第2期小規模貯水槽水道現地調査実施計画（その1）	5年一巡	直営
平成28年度～令和2年度	第2期小規模貯水槽水道現地調査実施計画（その2）	5年一巡	直営
令和3年度～令和7年度	貯水槽水道管理計画	5年一巡	直営 委託(令和7年度より)
令和8年度～令和12年度	本啓発計画	5年一巡	委託

2 貯水槽水道の概要

「貯水槽水道」とは、水道法において「水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの」【水道法第14条第2項第5号】と定義され、簡易専用水道（設置者等の適切な管理と毎年定期的な法定検査が義務化されているもの）と、小規模貯水槽水道（法律上の規定がないもの）に分類される。



2.1 用語の定義

1. 専用水道 【水道法第3条第6項】

- ① 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、次のいずれかに該当するもの。
 - ◆100人を超える者にその住居に必要な水を供給するもの
 - ◆その水道施設の一日最大給水量が人の飲用その他の目的（人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供する）【水道法施行規則第1条】のため、使用する水量が20m³【水道法施行令第1条第2項】を超えるもの
- ② 他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く【水道法第3条第6項】
 - ※ 政令で定める基準【法施行令第1条】
 - ◆口径25ミリメートル以上の導管の全長1,500m超
 - ◆水槽の有効容量の合計100m³超

2. 簡易専用水道 【水道法第3条第7項】

- ① 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
 - ※ 政令で定める適用除外基準
 - ◆水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水の有効容量の合計が10m³超であること。【水道法施行令第2条】

3. 小規模貯水槽水道

- ① 専用水道及び簡易専用水道のいずれにも該当しない貯水槽以下の水道設備（貯水槽の有効容量が10m³以下の小規模のもの）

2.2 水道法における専用水道、貯水槽水道の位置付け

水道法における専用水道、貯水槽水道の位置付けを図-2 に示す。

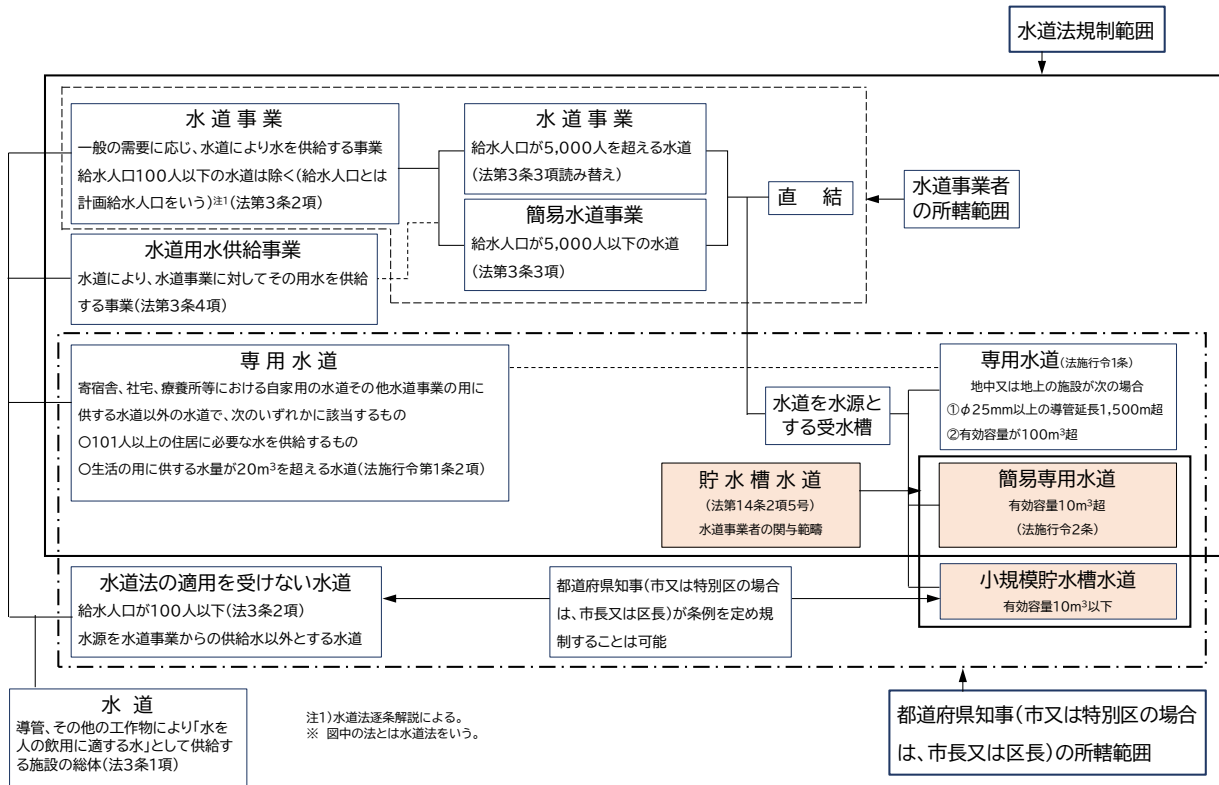


図-2（水道施設設計指針 2024・図-9.1.9 より）

3 上下水道局の役割

貯水槽水道の適正管理については法規制を履行する保健所が指導監督を行うことから、豊中市保健所は、簡易専用水道に関しては「指導要綱」を、小規模貯水槽水道については「指導要領」を策定し、管理指導を行っている。

上下水道局の役割は、水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第26条の2第1項において設置者に対する指導・助言・勧告、及び第26条の2第1項において貯水槽水道の利用者に対する情報の提供を行うものとしている。

3.1 指導・助言・勧告の定義

1. 指導

- ① 貯水槽水道の設置者等に対し、定期的な清掃等、管理の充実について理解を得るようにつくこと。

2. 助言

- ① 指導にも拘らず、貯水槽水道の設置者等が十分な管理を行っていない場合、問題となる事項等を説明し、再度管理の充実について理解を得るようにすること。

3. 勧告

- ① 再三の指導、助言にも拘わらず、改善が見られない場合、水道事業者の最終手段として勧告する。場合によっては、保健所からの行政権限に基づく指示、命令等が行われる可能性がある旨を伝える。

3.2 小規模貯水槽水道の管理啓発

簡易専用水道は水道法の規制が適用され、保健所による行政権限に基づく指導監督が行われるが、小規模貯水槽水道については水道法の規制を受けないことから、小規模貯水槽水道の設置者等に対して、水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第25条の2「簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準」及び第25条の3「簡易専用水道以外の貯水槽水道の検査」に基づく管理が適切に実施されるよう効果的に管理啓発を実施し、状況に応じて指導・助言・勧告等を行う。

1. 管理基準（施行規程第25条の2）

- ① 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期で行うこと。
- ② 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、必要な措置を講ずること。
- ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- ④ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2. 検査（施行規程第25条の3）

- ① 水質検査
 - (1) 給水栓における水の色・濁り・臭い・味の検査：7日以内ごとに1回
 - (2) 残留塩素の有無の検査：1年以内ごとに1回
- ② 施設の点検
 - (1) 7日以内ごとに1回

3.3 保健所との連携

簡易専用水道の設置者等に対する衛生指導は、保健所が水道法に基づき行っているものであるが、小規模貯水槽水道については、水道法の規制対象外となる。

しかし、施設の不適切な管理により飲用水の衛生確保に支障をきたすことが危惧されることに鑑み、衛生対策の充実を図ることを目的に、国が「飲用井戸等衛生対策実施要領」を策定し、貯水槽規模に応じて段階的に対策を実施する等の措置を講じるよう求めている。

このようなことから、小規模貯水槽水道の指導・助言・勧告などについては保健所と以下のとおり緊密な連携を図ることとする。(図-4)

1. 報告

- ① 給水区域内に新たに設置された小規模貯水槽の設置場所について、原則として6カ月ごとに保健所長あてに報告する。

2. 情報提供

- ① 小規模貯水槽水道の設置者等に対し、その管理に関して改善措置の指導、助言及び勧告を行った場合、必要に応じて保健所長あてに通報等情報提供を行う。

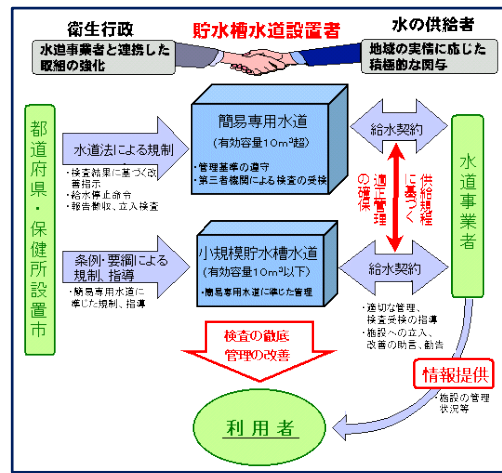


図-3(国土交通省HPより)

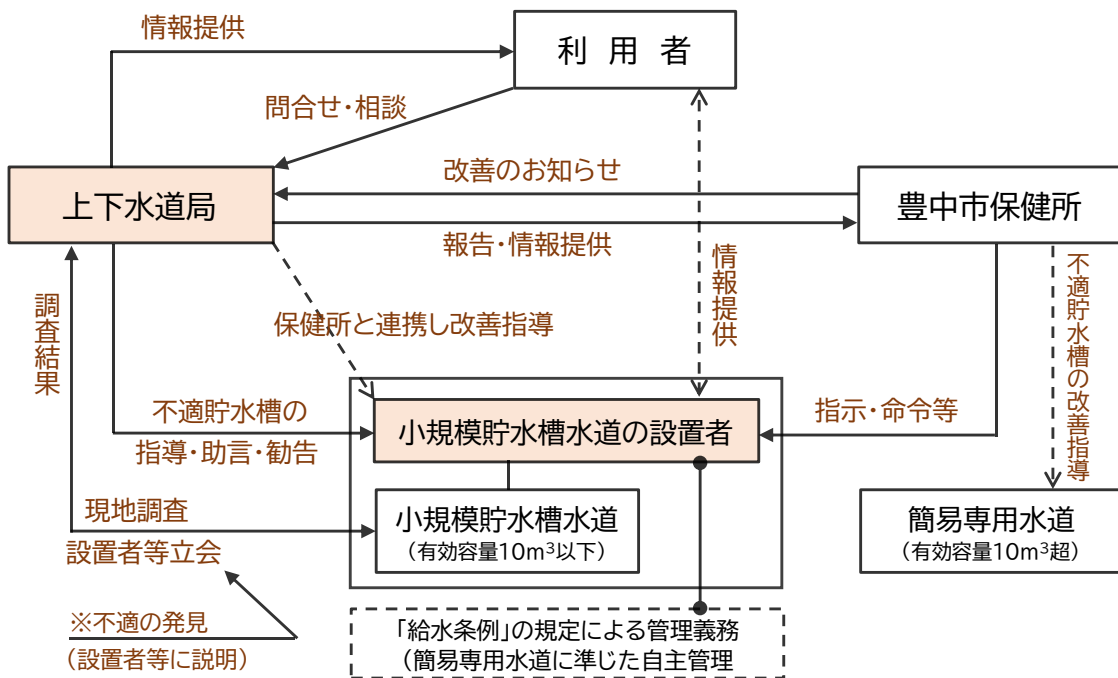


図-4

4 管理啓発計画

本市における小規模貯水槽水道管理啓発業務は昭和 63 年度（1988 年度）から開始し、現在まで継続実施していることから、小規模貯水槽水道の設置者等における受水槽の管理意識は一定の水準にあると考えられる。

今後もこの水準を維持・発展、及び上下水道局における管理啓発を円滑かつ効率的に実施するため、貯水槽水道管理計画（実施期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度））を踏襲するものとする。

表-1 (市内に設置されている貯水槽水道:件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貯水槽水道	小規模貯水槽水道 (10m ³ 以下)	1,763	1,725	1,690	1,663	1,609
	簡易専用水道 (10m ³ 超)	837	822	811	802	794

4.1 基本事項

管理啓発計画における基本事項は以下の通りとする。

1. 実施サイクル

- ① 市内に設置されている小規模貯水槽水道に対して、基本的に現地調査による管理啓発を 5 年で 1 巡となるサイクルで実施する。

2. 数値管理

- ① とよなか水未来構想実行計画

小規模貯水槽管理啓発率 (%)

$$= \text{適正な管理を啓発した件数} / \text{小規模貯水槽啓発対象件数} \times 100$$

目 標 : 毎年度 100% を維持する

- ② 業務指標 (PI)

(1) 貯水槽水道総数 (件) ※簡易専用水道も含む

(2) 貯水槽水道指導件数 (件) ※小規模貯水槽水道 + 簡易専用水道 (保健所管理)

3. 広報活動

- ① 貯水槽水道の利用者に対する情報の提供は、広報誌、及び上下水道局ホームページにより適宜実施する。

4. 現地調査地区

- ① 各年度が同程度の現地調査数となるよう市内を 5 分割することとし、その町名は下記の表に示す。

表-2

年度	町名
令和8年度 (2026年度)	服部南町 服部豊町 北条町 浜 野田町 穂積 豊南町東 豊南町西 豊南町南 日出町 三国 三和町 庄内東町 庄内西町 庄内幸町 庄内栄町 庄内宝町 大国町 千成町 神洲町 上津島 今在家町 名神口 庄本町 島江町 二葉町 大島町 清風荘 待兼山町 永楽荘
令和9年度 (2027年度)	北緑丘 西緑丘 緑丘 少路 向丘 春日町 桜の町 宮山町 柴原町 蛭池北町 蛭池東町 蛭池中町 蛭池南町 蛭池西町 刀根山 刀根山元町 千里園 箕輪 走井 山ノ上町 勝部
令和10年度 (2028年度)	本町 新千里北町 新千里西町 新千里南町 上新田 東豊中町 上野坂 上野西 上野東 熊野町 旭丘 東泉丘 西泉丘 赤坂 栗ヶ丘町 夕日丘 北桜塚 岡上の町 玉井町
令和11年度 (2029年度)	中桜塚 南桜塚 長興寺北 立花町 未広町 宝山町 岡町 岡町北 岡町南 曾根東町 曾根西町 曾根南町 原田中 原田南 原田元町 利倉 利倉東 利倉西
令和12年度 (2030年度)	長興寺南 寺内 東寺内 城山町 若竹町 小曾根 服部元町 服部本町 服部西町 服部寿町 稲津町

5 現地調査実施計画の策定

対象地区（箇所）、及び現地調査等における具体的取り組みは、年度ごとに「小規模貯水槽水道現地調査実施計画」を策定する。

5.1 現地確認内容

現地調査に関する項目は、以下の通りとする。

1. 判定基準

判定	基準
A判定（良好）	1年以内に清掃が行われている。残留塩素も確保されている。
B判定（概ね良好）	1年以内に清掃が行われていない。 適切に施設の管理がなされていない。 残留塩素は確保されている。
C判定 （速やかに改善が必要）	残留塩素が確保されていない。 水の臭気・味・色・濁りに異常がある。
その他	D:直圧確認 E:高置水槽直送 F:建物撤去 G:空き家

2. 現地調査

項目	内容
水質検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味の検査 残留塩素の有無の検査
施設の点検	非常用給水栓の設置状況の確認 ※非常給水栓設置個所案内パネルの作製及び掲示案内
施設管理の状況確認	水槽本体及び周囲の状況の確認
指導・助言・勧告 （B判定・C判定）	水質検査に異常を認めた場合 適切に施設の管理がなされていない場合

5.2 見直し・改善

本啓発計画は、計画期間が令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間となることから、社会情勢の変化や関係法令の改正、とよなか水未来構想の改訂などを踏まえた計画の見直し・検討を適宜行う。

また、現地調査を実施していくうえで、新たに課題等が発見された場合などには問題点を抽出し、随時、見直し・改善を図っていくこととする。

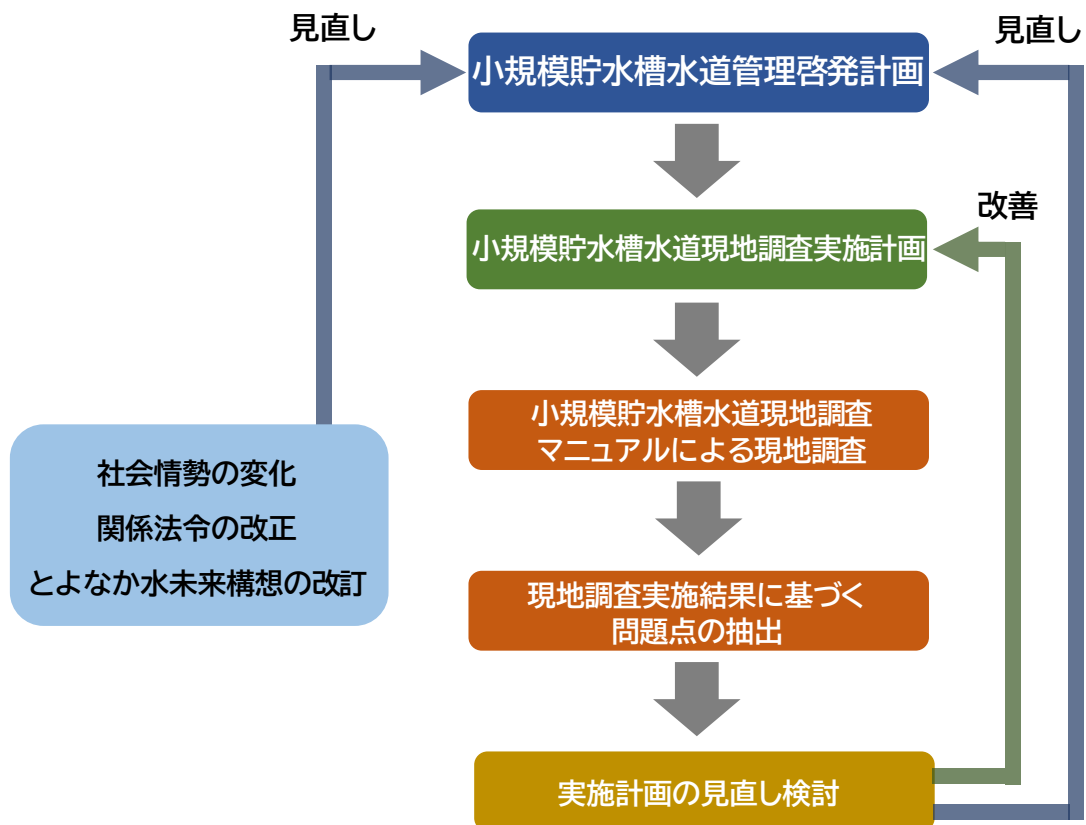
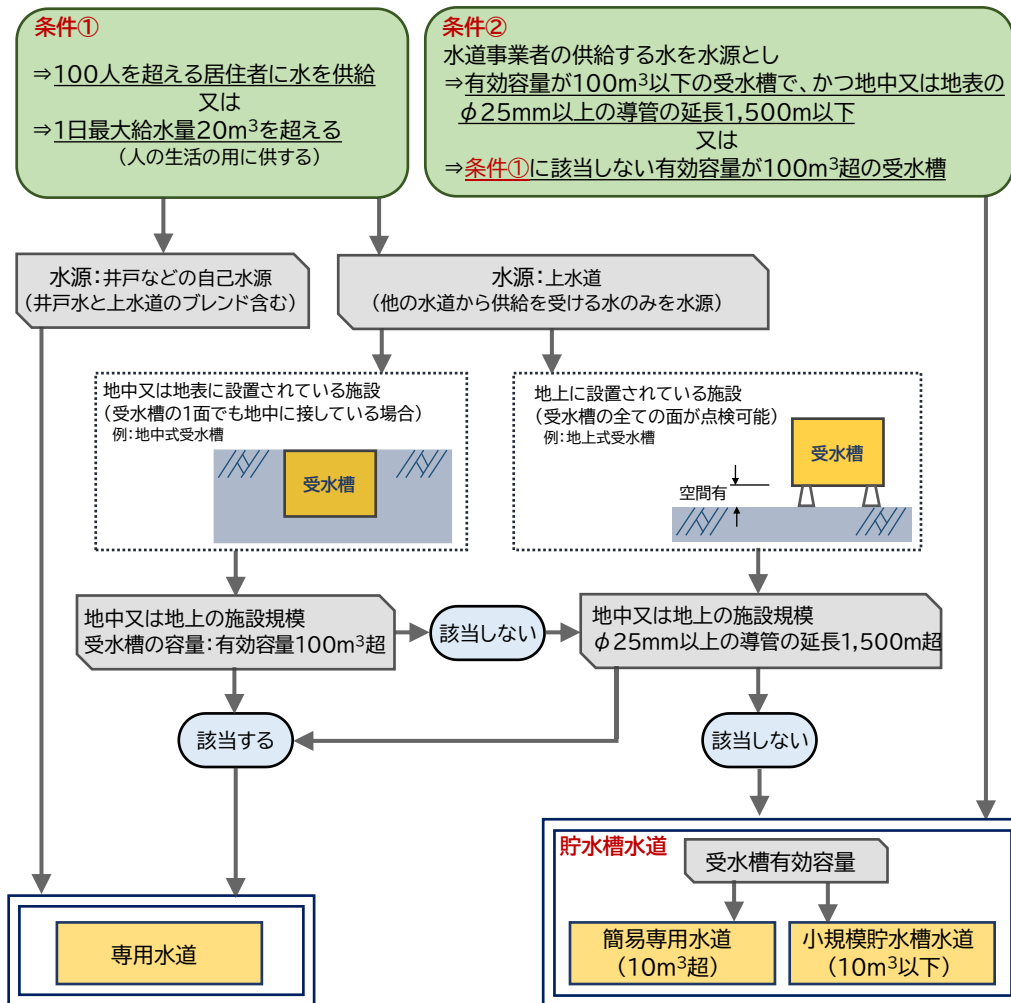


図-5

◇ 資料編 ◇

■専用水道・簡易専用水道・小規模貯水槽水道の区分



■貯水槽水道における設置者等の責務

— 簡易専用水道 —

- ⇒ 簡易専用水道給水開始届、変更、休廃止の保健所への届出 (豊中市保健所策定の「豊中市簡易専用水道管理運営指導要綱」(以下「指導要綱」という。))【指導要綱第 3 条第 1 項、同条第 2 項】
- ⇒ 厚生労働省令で定める基準【水道法施行規則第 55 条】に基づく水道管理【水道法第 34 条の 2 第 1 項】
- ⇒ 厚生労働省令で定める (水道法施行規則第 56 条) 定期検査の実施 (1 年に 1 度、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査【水道法第 34 条の 2 第 2 項】及び水質検査の保健所への報告【指導要綱第 5 条】)
- ⇒ 帳簿書類の備え付け及び保存【指導要綱第 4 条第 1 項、同条第 2 項】

— 小規模貯水槽水道 —

- ⇒ 貯水槽水道の管理及びその管理状況に関する検査を行うよう努めること (給水条例施行規則第 25 条の 3: 水質検査及び施設の点検)【給水条例第 26 条の 3 第 2 項】
- ⇒ 指導要領に定めている管理基準に従い、自ら適正な管理に努めること
- * 管理状況については、登録検査機関による「簡易専用水道の管理に係る検査」を受けることが望ましい。

■建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（ビル管理法施行規則）

（飲料水に関する衛生上必要な措置等）要約

- (1)給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を 0.1mg/L 以上に保持すること。
- (2)貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置
- (3)水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として(1)に規定する目的のための水(以下「飲料水」という。)を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を下表に掲げるところにより行う。
- (4)地下水その他の(3)の水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げる(省略)ところにより行う。
- (5)給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準省令の表の事項のうち必要なものについて検査を行う。
- (6)(4)に掲げる場合は、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の事項が同表の下欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行う。
- (7)遊離残留塩素の検査を7日以内及び貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行う。
- (8)供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。

【水質基準省令(抜粋)】

1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること
47	pH値	5.8以上8.6以下であること
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下であること
51	濁度	2度以下であること
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること
30	プロモホルム	0.09mg/L以下であること
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること